

川崎市における工場立地法工業集合地特例運用指針

川崎臨海部は、「国際環境特別区」として地球環境保全への国際的な貢献を行う地域に位置づけられている。この国際環境特別区の中核を担っている川崎臨海部の工業専用地域には工場が集積し、工場立地法における工業集合地特例の適用に当たっては、一つの工場と見なすことが可能である。

川崎臨海部における工業集合地の範囲については、川崎臨海部の緑化を進め地域生活環境の改善に寄与するため工場立地法の工業集合地特例の積極的な活用を図るという観点から、川崎臨海部の工業専用地域全体を最大単位とすることを基本とし、運用指針を定める。

1 工業集合地の最大単位

工業専用地域全体

ただし、工業専用地域に隣接する工場については、工業集合地に含めることとする。

工業集合地内の特定工場が、工場立地に関する準則第6条に定める次の隣接緑地等の要件を充たす緑地等につき費用負担した場合、その費用負担に応じて自社の緑地等として算入することができます。

2 隣接緑地等の要件

- (1) 工業集合地に隣接していること（工業集合地内にある場合を含む）
- (2) 物理的に一連の土地であるほか、道路、川等により分断されていても、一体性をもった土地に緑地等が整備されていること
- (3) 緑地等が計画的に整備されるとともに、良好な状態で維持管理されること

3 隣接緑地等の確認方法

- (1) 緑地等を計画的に整備し、これを隣接緑地等として提供しようとする者は、工場立地法に基づく工業集合地特例による隣接緑地等確認書（様式1）を川崎市長あて提出することとする。
- (2) 経済労働局経営支援部経営支援課は、隣接緑地等と認めたものにつき、隣接緑地等登録台帳（様式2）に登録し、縦覧に供する。

附則

（施行期日）

この運用指針は、平成19年7月1日から施行する。

附則

この運用指針は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この運用指針は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この運用指針は、令和4年5月20日から施行する。

(様式1)

年 月 日

川崎市長 様

住所

氏名

担当者

連絡先

(造成主体、管理主体又は双方連名のいずれでもよい。)

工場立地法に基づく工業集合地特例による隣接緑地等確認書

下記の工業集合地について、工場立地法第4条第1項に基づく工業集合地特例による隣接緑地等としての適用の可否について御確認願います。

記

1. 工業集合地の範囲 (図面添付)
2. 隣接緑地等の概要
 - (1) 趣旨説明
 - (2) 所在地 (図面添付)
 - (3) 隣接緑地等の面積
 - (4) 造成主体
 - (5) 管理主体
 - (6) 造成完了予定日
 - (7) 提供開始予定日
 - (8) 費用負担の方式

